

みながしょうがっこう やくそく せいとしどうきてい 三永小学校の約束（生徒指導規定）

令和5年4月
東広島市立三永小学校

がっこう せいかつ 学校での生活について

【学校は公的な場です。子供たちが社会性を身に付けて学習に集中し、安心・安全な学校生活を送るため次のことを守りましょう。】

1 とうげこう 1 登下校について

★けがや事故などのトラブルを防止するために、次のことを守りましょう。

●必ず決められた通学路を通して登下校します。

○通学班で登下校します。（通学班で欠席、送迎等がある場合、連絡を保護者同士で行ってください。）

○やむを得ず自家用車での送迎を行う場合、必ず保護者から学校へ連絡をしてもらいます。

（安全面を考慮して、駐車はグラウンドにしてくださいお願いします。）

朝送ってもらう人は、中央階段を通して児童玄関へ移動します。（駐車場を通りません。）

○集団登校・下校では班長の指示に従い、歩道の端を通して一列歩行をします。

○集団下校で帰らない場合は、担任と通学班の班長に事前に伝え、全体の挨拶が終わってから帰ります。

○忘れ物は、登校中や登校後に気付いても家に取りに帰りません。

●朝8時5分に学習が始められるように登校します。

○欠席するときは、朝8時までに保護者が学校へ連絡をします。（メールまたは連絡帳）

○ランドセルで登校し、防犯ブザーを付けておきます。（いつでも鳴るよう点検をしておきましょう。）

○登校後は、許可なく校外に出てはいけません。

○遅刻した場合（通院・家庭の事情等）、職員室に登校したことを知らせて教室に行きます。

2 み 2 身だしなみについて

★学習にふさわしい服装や頭髪で過ごしましょう。

●基準服 ・上着・・・襟のない紺色のイートンタイプ（袖ボタン付）

・白色のカッターシャツまたは白色のポロシャツ、白色のブラウス

・紺色の半ズボン、紺色のプリーツスカート

・上靴、下靴・・・白色（ラインも白色）

・靴下・・・白色（ひざ下から足首がしっかりと隠れる長さ、ワンポイントは可）

※儀式（入学式・修了式・卒業式）や対外的な行事のときは、基準服を着用します。

上着については、気候や体調によって各自調節してください。

※名札をつけます。学級で担任から購入します。（1個70円）

※ポロシャツで登校する場合も名札を付けます。

※カーディガン、ベスト、セーターは、防寒着として着用します。色は、紺・黒・グレー・白です。

基準服を着ないで、ベストまたはセーターで登校しません。

（上着からすそが出たり、袖が親指の付け根より長くなったりしないようにしましょう。）

※気候や体調に合わせて防寒着や長ズボン、ジャージを着用してよいです。長ズボンを着用する場合、調節できるようにしておきましょう。スカートやズボンを学校に置いておいてもよいです。

※帽子は必ずかぶって登校します。(帽子は、左右の視界が十分確保できるものにします。)

※スカート丈より短いスパッツなどを履いてよいです。(スカートの下から出ないようにしましょう。)

※厳寒時の休けい時間や掃除時間に外で過ごす場合、手袋とジャンパーは着用してよいです。

※体調が悪く特別な配慮が必要な場合は、保護者が担任に連絡帳で知らせます。

●体操服 白色の丸首シャツ(校章入り、校章の下に記名)、紺色のクォーターパンツ、赤白帽子

●給食着 白色(そであり)、白色帽子、マスク、袋は自由(名前がはっきり分かるように)

●髪型 髪を加工したり、一部を際立たせたりするような不自然な髪型にしません。

※髪の色が目や襟(肩)にかからない長さにします。長いときは、前髪をピン(2本まで)でとめたり、髪を結んだりします。

※ゴムで結ぶ場合は、耳より下になる位置で結びます。(1本または2本)一部の髪を垂らすなどしません。三つ編み可。ゴムは、飾りのない黒・紺・茶色です。

3 持ち物について

●授業に不要なものは持ってきません。文房具は、学習に集中できるものを選びましょう。

○不要なもの(マスコット・かざり・キーホルダー(カギに一つ)・シャープペンシル・お金・遊びの道具など)を持ってきた場合は、担任が預かり、下校時に本人に返します。場合によっては、保護者に来校をお願いすることもあります。

○ランドセルには、キーホルダーを付けません。

○携帯電話等の通信機器は、持ってきません。特別な事情があるときは、学校の許可を得て、下校まで職員室で預かります。

※学校では児童の電話呼び出しは、緊急の場合を除いて行いません。

●筆箱には次のものを入れましょう。(金属製のものは使用しません。)

・鉛筆5本…濃さは2B・Bで飾りのないもの。

・赤青鉛筆又は赤ボールペン…色ペンは赤ペンを入れて3本まで、学年統一の指示によります。

・消しゴム1つ…白色で、においのないもの。

○持ち物にはすべて記名し、友達同士で忘れたものの貸し借りはしません。

4 校内での過ごし方について

●授業中は、みんなで学び合うことを大切にします。

○5分前行動を心がけ、授業開始時には席に着き、先生の指示・指導に従って一生懸命学習します。

○私語や立ち歩き、大声を出したり、変な音をたてたりするなど、授業の妨げになることをしません。

○保健室や特別教室などは、担任の許可を得て行き、静かに過ごします。

○廊下では、静かに右側を歩きます。

○校内放送は、その場で止まって静かに聞きます。

○決められた場所で、ルールを守って遊びます。

●放課後や休業中には、勝手に校舎に入りません。

(入る場合は、職員室の先生に声をかけます。帰るときも職員室の先生に声をかけます。)

校外での生活について

【下校後または休みの日に、地域で安全に過ごすために次のことを守りましょう。】

1 遊びに行くときには、遊ぶ場所と帰る時刻をおうちのひとに伝えて遊びに行きます。

4月～9月 午後5時30分までに家に帰ります。

10月～3月 春休み中 午後5時までに家に帰ります。

※休日は、朝は午前10時まで、昼食後は午後1時までは、友達の家に行きません。

※知らない人には、絶対についていきません。

「ついていけない」「人の車にのらない」「おお声を出して助けを呼ぶ」「すぐ逃げる」「おとなにしらせる」

2 子どもだけでお店に行っ**て**はいけません。(自動販売機の使用も含む)

(お店の中へは大人の人といっしょに入るようにしましょう。店の中でも大人の人といっしょに行動します。)

3 子ども同士での物の売り買い・交換・貸し借りや、おごったりおごられたりしてはいけません。

子どもだけで校区外に行っ**て**はいけません。(歩いて通う学校の友達が住む範囲です。)

4 川や池は危険なので子どもだけで行っ**て**はいけません。危険な遊びは禁止です。

○道路・高い所・よその土地・工事現場・池や川など危険な場所で遊んではいけません。

○エアガン、レーザーポインター、刃物やとがったもの、金属・木製バットを使用しません。

○石を投げる、火遊び、ばくちくなど危険な遊びをしません。

5 自転車は、交通のきまり、地域のきまり、学校のきまりを守って乗ります。

○二人乗り、ジグザグ、手ばなし運転、かさをさしての運転をしてはいけません。

○国道2号線の側道は乗ってはいけません。

○交差点では必ず止まって左右を確認し、飛び出しは絶対にしません。

○横断歩道は、自転車から降りて自転車をおしてわたります。

○荷物はかごに入れます。

○自転車は決められた場所で乗ります。※ヘルメットを必ず着用し、あごひもをきちんとつけましょう。

・1・2年生 家の庭や広場(保護者の管理のもと)

・3～6年生 三永地域(校区内)

6 インターネットにつながる通信機器利用は、保護者の内容確認のもとで使います。

7 地域の方の生活に迷惑がかかる行動をしてはいけません。

○地域や公園のルール(看板に書いてある)を守って遊びます。(大声を出さない・道路で遊ばない)

○留守の家、空き家、空き地、よそのアパート・マンション(階段・屋上・駐車場)、人の家の庭等に勝手に入っ**て**はいけません。

8 安全な生活

- 不審者に出会ったら、すぐに警察に通報し、学校にも知らせてください。
- どんな理由で聞き出されても、友だちの住所や電話番号を人に教えません。
- 万引き（窃盗）、喫煙、飲酒などは犯罪であり、誘われても絶対にしません。
- 地域の人や友だちに注意されたら、素直にあやまってやめます。
- もしも、気になることや困ったことがあれば、警察や学校に早く知らせ、相談しましょう。

東広島警察署：(082)422-0110
三永小学校：(082)426-0005

特別な指導について

【子供たちが集団の中で適切な行動が出来るよう、自分の行動を振り返らせるとともに、よりよい自分になるろうとする気持ちをもたせるために、必要と認められる場合に、次の特別な指導を行います。】

1 特別な指導とは

- ・教室を離れて、個別の指導をすることです。
- ・指導体制、指導期間については、学校で協議し、校長が決定します。
- ・必要に応じて、関係諸機関（東広島警察署・東広島市教育委員会・専門機関など）との連携を行うことがあります。
- ・特別な指導後も経過を観察し、継続して指導を行います。

2 特別な指導の対象となる事象について

- 法令・法律に違反した場合
 - ・万引き（窃盗）をする、喫煙、飲酒、暴力、いじめなど
 - ・器物破損など ※破損した器物については弁償してもらいます。
- 「三永小学校の約束」などに違反した場合
 - ・授業妨害や授業中に教室を勝手に離れるなど
 - ・危険な行動をしたり、他人に危害を与えたりするような行動をするなど

3 指導の内容・日数

- ・指導内容は、自己を振り返る活動・奉仕活動・個別学習等を行います。
- ・指導の期間は、個々の事案に合わせて設定します。
（軽微な約束違反で1～3日間、異装・異髪・授業妨害等は3～7日間）
- ・特別な指導の期間中であっても、改善が図られたと判断した場合は、特別な指導は終了します。
- ・特別な指導の期間中に改善が見られない場合は、保護者連携のもと、特別な指導の延長を行い、改善の方向性が明確になるまで、取組を継続します。
- ・特別な指導の期間中は、通学班での登下校でなく、保護者の送迎を原則とします。
- ・特別な指導の場所は、学校長が定めます。

東広島スタンダード ～自律・思いやり・志～

- 東広島市の子どもは、いつでも、どこでも、だれにでもつぎのことができる人になります。
- あいさつ・・・出会った人に、すすんで、きもちのよいあいさつができる。
 - へんじ・・・名前を呼ばれたら、「はい」とはっきりへんじができる。
 - ことばづかい・・・時と場に合ったことばづかいができる。
 - はきものをそろえる・・・はきものをそろえ、次に使う人のことを思うことができる。